

「障害」の「害」の字のひらがな表記の使用に関する指針

平成31年3月13日

市長 決 裁

1 趣旨・目的

「障害」の「害」という漢字についての負のイメージから「害」の字を使用することに差別感や不快感をもつ障がい者の方々の心情に配慮するとともに、障がいのある人もない人も共に生きる共生社会の実現を推進するため、「障害」の「害」の字をひらがなで表記する。

2 ひらがな表記の実施

(1) 実施内容

市が作成する公文書、啓発資料等において、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、原則として「障がい者」「障がい」と表記する。併せて、組織の名称についても「障がい」と表記する。

ただし、条例、規則、要綱等については、次の理由から表記の改正を行わず、漢字の表記とする。

ア 法令においては「障害者」と漢字で表記しており、条例等の条文中にひらがな表記が混在することは好ましくないため。

イ 国の障がい者制度改革推進本部において、障害の表記に関して、結論が出ていないため。

(2) 実施上の留意点等

ア 本指針の実施日前に本指針により、「障がい」表記にすることができるものについては、この限りではない。

イ 表記の誤りを正すというのではなく、障がい者への理解を深めることを趣旨としていることから、実施日に表記変更が困難なものについては、条件が整い次第、表記を更新することとする。

ウ 具体的な使用については、別表1を参考に用語を使用する際の

状況や前後の文脈等から適切に判断する。

(3) 対象文書

実施日以降に市が新たに作成、発出する公文書、啓発資料（広報、チラシ、パンフレット等）、会議資料、ホームページ等とする。

ただし、同日以降に配布する文書等であっても、既に印刷を終えている場合等については、そのまま使用できるものとする。

(4) 市民等への啓発

市民、関係機関、団体等に対し、市が実施するひらがな表記に関して理解を求めるものとするが、それぞれの表記の使用については、自主的な判断に委ねるものとする。

(5) 所管課

障がい福祉課とする。

(6) 協力体制

この指針の実施に際しては、所管課のみならず健康福祉部の主導の下、全庁の協力により実施するものとする。

3 実施日

平成31年4月1日とする。